

函館市産業支援センター入居施設使用者募集審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市産業支援センター条例（平成10年函館市条例第10号。以下「条例」という。）および函館市産業支援センター条例施行規則（平成10年函館市規則第31号。以下「規則」という。）に定める函館市産業支援センター（以下「センター」という。）の入居施設の使用者の募集および審査等に関して必要な事項を定めるものとする。

(入居施設の使用者の募集)

第2条 入居施設の使用者の募集（以下「使用者の募集」という。）は、新聞、テレビジョン、市の掲示場、広報紙への掲載、掲出等により適宜行うものとする。

2 使用者の募集は、次に掲げる事項を提示して行うものとする。

- (1) 入居施設の位置
- (2) 入居施設の区分、室数、規模および使用料
- (3) 使用者の範囲
- (4) 使用条件
 - ア 使用許可期間
 - イ 使用者が負担する費用
 - ウ その他センターの管理上必要な事項
- (5) 使用許可申請書の提出期間および提出場所
- (6) 使用許可申請に必要な書類
- (7) 使用者の決定方法等
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

3 使用者の募集は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、行うものとする。この場合において、使用の申請がないときは、募集

の期間を半月（その月の16日から末日までの間または翌月の初日から15日までの間をいう。以下この項において同じ。）を単位として延長し、使用の申請があるまで半月を単位として延長するものとする。

(1) 基準日が月の初日から15日までの間にある場合 当該基準日の属する月の16日から末日までの間

(2) 基準日が月の16日から末日までの間にある場合 当該基準日の属する月の翌月の初日から15日までの間

4 前項の基準日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 入居施設の利用者が条例第6条第3項ただし書の規定により2回目の許可の更新をしている場合 当該許可の期間の満了の日の4月前に当たる日

(2) 入居施設の利用者が規則第5条第1項に規定する許可の期間の満了する日の3月前までに許可の更新の申請をしない場合 当該3月前に当たる日

(3) 入居施設の利用者が規則第12条第2項の規定により届出書を届け出た場合 当該届出があった日（当該届出が使用をやめようとする日の4月前までであった場合は、使用をやめようとする日の4月前に当たる日）

(4) 入居施設の利用者が条例第14条の規定により使用の許可を取り消され、または使用を停止された場合 市長が指定する日

(5) 入居施設の利用者が施設内で転居しようとする場合 転居の日

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、第3項の募集の期間を変更することができる。

6 利用者の募集をしている間に申請することができる者は、申請の日から4月以内に使用を開始する者とする。

7 入居施設の使用は、1者につき1回に限るものとする。ただし、入居施設の使用の許可を受けている間に函館臨空工業団地、函館テクノパークまたは函館港港町ふ頭港湾関連用地の工業用地を購入し、または当該工業用地の貸

付けを受けた者で、条例第5条第2号に該当するものについては、この限りでない。

8 前項ただし書に規定する者は、1回目の使用の許可の期間に限り、当該許可に係る入居施設の2回目の使用の申請をすることができる。

9 第3項の規定にかかわらず、前項の規定による申請があった場合で、その時点において当該入居施設について他に使用の申請がないときは、当該入居施設の使用者の募集は終了するものとする。

10 入居施設の使用は、1者につき1室に限るものとする。

(事業計画書)

第3条 規則第4条第1項および規則第5条第1項の申請書に添付する事業計画書は、別記様式によるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、別に定める様式とすることができる。

(入居施設の使用許可の資格審査)

第4条 条例第7条第1項の入居施設を使用しようとする者の資格についての審査は、使用許可申請をした者およびその事業について、経営意欲および経営方針、事業内容ならびに技術開発力の観点から行うものとし、その項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資格要件

(2) 事業遂行能力

(3) 事業内容

(4) 経営内容

(5) 技術水準

(6) その他の事項

2 資格審査は、使用者の募集の期間の終了後おおむね1月以内に行うものとする。

3 資格審査の基準は、別に定める。

4 函館市産業支援センター入居資格審査委員会に出席した委員は、入居施設の使用を申請した者と利害関係を有する場合は、当該申請をした者の資格審査を辞退するものとする。

5 市長は、入居施設1室に対して、資格審査により入居施設の利用者として適格と評価された者が複数ある場合は、資格審査の平均評価点が最も上位の者を入居施設の利用者として決定するものとする。

(使用許可更新の審査)

第5条 条例第6条第3項ただし書の許可更新に係る審査は、前条に準じて市長が行うものとし、函館市産業支援センター入居資格審査委員会への諮問は、要しないものとする。

附 則

この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

2 別に定める東日本大震災による被災企業で平成23年5月31日までに入居施設を使用したことがないものは、改正後の函館市産業支援センター入居施設利用者募集審査要綱第2条第5項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、入居施設の退去後に、入居施設の使用の申請をすることができるものとし、同日までの間の申請により入居施設を使用した者は、同日後、入居施設の使用の申請をすることができないものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

別記様式（第3条関係）

事業計画書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所 法人にあつては、主たる
事務所の所在地
氏名 法人にあつては、その名
称および代表者の氏名
電話番号 _____
ファックス _____
担当者名 _____

1 申請者の概要

（法人または法人以外の団体については(1)～(8)、個人にあつては(9)～(11)について記述してください。）

- (1) 設立年月日または事業開始年月日
- (2) 資本金
- (3) 業種
- (4) 従業者数
- (5) 主な事業内容
- (6) 保有している主要機械または装置
- (7) 社歴
- (8) 経営状況（直近2期の決算報告書を添付すること。）
- (9) 経歴
- (10) 研究開発および創業する経過と動機
- (11) 自己資金調達能力

2 入居施設で行う事業内容

（具体的に記述してください。）

- (1) 事業名称
- (2) 事業の目的（3年後の事業目標）
- (3) 事業の内容（スケジュールも含めて記述してください。）
- (4) 事業によって得られると予想される成果
- (5) 設備計画
- (6) 成果品の販売計画
- (7) 使用許可期間終了後の事業所の予定等
- (8) この事業に対する補助または融資を受けた実績

(9) 助言者または協力者

3 技術開発力

(保有している技術または技能，事業化に向け研究開発を行っている内容，これまでの研究開発成果および特許，実用新案等について記述してください。)

4 入居期間の資金計画書

(1) 事業収支計画書

(単位：千円)

勘定科目		期間	1年目	2年目	3年目
収入	自己資金				
	借入金				
	補助金				
	売上金				
	その他				
小計					
支出	人件費				
	賃借料				
	光熱水費				
	研究開発費				
	諸経費				
	支払利息				
	借入金支出				
	その他				
小計					
収支					

※ 事業収支計画書記載以外の勘定科目による記載でもでもかまいません。

(2) 資金調達状況

(調達方法や償還計画等を具体的に記述し，調達見込みが判断できる関係書類を添付してください。)

5 その他

(経営の理念，事業に係わる中長期的計画，事業の地域での必要性および話題性などを1，000字以内で記述してください。)